

◇任免その他の進退に係る内申の関係法令

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（任命権者）

第三十七条 市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県委員会に属する。

2 前項の都道府県委員会の権限に属する事務に係る第二十六条第二項の規定の適用については、同項第四号中「職員」とあるのは、「職員並びに第三十七条第一項に規定する県費負担教職員」とする。

（市町村委員会の内申）

第三十八条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまつて、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県委員会は、同項の内申が県費負担教職員の転任（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該教育委員会を共同設置する他の市町村の県費負担教職員に採用する場合を含む。以下この項において同じ。）に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する場合における当該教育委員会を共同設置する他の市町村を含む。以下この号において同じ。）における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

二 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合

3 市町村委員会は、教育長の助言により、前二項の内申を行うものとする。

4 市町村委員会は、次条の規定による校長の意見の申出があつた県費負担教職員について第一項又は第二項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

（校長の所属教職員の進退に関する意見の申出）

第三十九条 市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

◇内申に係る国会答弁

●地教行法改正時の政府趣旨説明（第166回国会－衆議院本会議－19/4/17）

○国務大臣（伊吹文明君） ただいま議題となりました三法案につきまして、逐次その趣旨を御説明申し上げます。……次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

国民から信頼される教育行政を実現するためには、教育基本法の改正を踏まえ、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会が、より高い使命感を持って責任を果たすとともに、国と地方の適切な役割分担を踏まえつつ、教育に国が責任を負える体制を構築していく必要があります。この法律案は、このような観点から、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育行政における地方分権の推進と国の責任の果たし方等について所要の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。……第三に、地方公共団体の長が、スポーツ、文化に関する事務を管理、執行することができることとするとともに、**県費負担教職員の転任については、市町村教育委員会の内申に基づいて行うこととするなど教育の地方分権を推進するものであります。**

●特別委員会における答弁（第166回国会－衆議院－教育再生に関する特別委員会 19/4/25）

○伊藤（渉）委員 ……次に、ちょっと通告の順番とは変わりますけれども、何事も、最終的には人事がすべてを決していくと思えます。そういう意味で、今回地教行法の三十八条二項で、少し細かい話になりますが、**県費負担教職員の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づき、都道府県教育委員会が行うこととする**という条文が盛り込まれております。

これはやはり、現場での声を聞きますと、現実にもそのようになっているケースが既にたくさんあります。この点については、よい教員が集まる地域では地域の教育が長く安泰をしていく、一方で、平たく言えば、若干悪い人が集まってしまうとなかなかその状況から脱し切れないというような声を実は聞きました。これは、県の教育委員会と市の教育委員会のバランスというものも各都道府県ごとに違うんでしょうから、いろいろな要素がかみ合っていることだと思いますけれども、まず、政府参考人にお伺いをいたします。地域による教育の格差、こういったものが生じないように、現場での運用についてどのような取り組みを行っておられるか、御答弁をお願いいたします。

○銭谷政府参考人 **今回の地教行法の改正案におきましては、同一市町村内の転任につきましては、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申に基づいて転任を行うということといたしております。他方、ただいま先生お話がございましたような、地域による格差の問題といったようなことも懸念されるわけでございますので、同じ三十八条で、都道府県教育委員会が全県的な観点から調整を行えるように、都道府県内の教職員の適正配置と円滑な交流の観点から、都道府県教育委員会が定める一つの市町村における標準的な在職期間などの基準に従って、県費負担教職員を他の市町村の学校に異動させる必要がある場合と、同一市町村内の特定の学校で緊急に対応を要する事件等の問題が発生をしてその学校に優秀な教員を集める必要があるなど、やむを得ない事情によりまして市町村教委の内申に基づいた県費負担教職員の転任を行うことが困難な場合は、内申に基づくことを要しないということにしているところでございます。** やはりこれも一つのバランスの問題かと存じます。

（第166回国会－衆議院－教育再生に関する特別委員会 19/5/17）

○安倍内閣総理大臣 教育基本法におきましては、国は全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることが規定をされています。教育に関する基本的な制度の枠組みの制定を行う役割と責任が国にはある、このように思います。そして、国は、この役割と責任を踏まえて、都道府県から教育の実施主体である市町村や学校に権限を移譲する方向で取り組みを進めることが重要であります。今回の地教行法の改正におきまして、このような考えのもとに、市町村から都道府県に事務の移譲を要請することを可能とすること、そして、都道府県教育委員会が同一市町村内の県費負担教職員の転任を行う場合は、市町村教育委員会の内申に基づいて行うことなどを盛り込んだところでございます。このように、いわば国と都道府県、そして市町村、それぞれの役割を定めているところであります。